

きたしん

年金定期

スーパー500

お取扱期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

1年もの定期預金
店頭表示金利

当金庫に年金受給
口座指定の方限定

プラス 年 **0.20%**

(満期後は店頭金利にて自動継続となります。)

R7.4.1現在



特典いっぱい! **きたしん** の年金口座

元気な街づくり応援します



北群馬信用金庫

2025.4

きたしん年金定期 スーパー500

令和7年4月1日現在

ご利用いただける お客さま	・当金庫に公的年金(国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金)の振込指定をしているお客さま、もしくは、本定期預金のお申込みと同時に振込指定をしていただけるお客さま。
取扱期間	・令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
お預入れ期間	・1年の自動継続(元金継続)
お預入れ金額	・10万円以上500万円以下(1円単位) 注意:お預かりする資金は当金庫に初めてお預入れとなる資金に限ります。
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	・固定金利 ・預入時の「スーパー定期」1年ものの店頭表示利率に0.2%を上乗せした金利を適用します。ただし、ご利用いただける条件を満たしているお客さまに限り、 満期後は店頭表示金利にて継続 します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・お利息は利子所得として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)が源泉徴収され、源泉分離課税となります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。
付加できる 特約事項	・マル優のお取扱いができます。 適用例 身体障害者手帳の交付を受けておられるお客さま 障害者年金を受給中のお客さま 遺族年金を受給中のお客さまなど ※詳しくは窓口及び担当者にお問い合わせください。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金利上乗せ期間中は、総合口座の担保とすることはできません。 ・預入限度額、取扱期間が定められています。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

元気な街づくり応援します



北群馬信用金庫